

市貝町立図書館への資料等の寄贈に係る受け入れ基準

1. 寄贈資料の受け入れ基準

市貝町立図書館の収集方針に基づき、蔵書構成等を考慮の上、次の分類に従い受入の可否を決定します。

(1) 受け入れる資料

収集方針に適合するもののうち、次に該当するもの

- ア おおむね3年以内に発行された一般図書・児童図書
- イ 郷土資料
- ウ 歴史的・文化的に価値のある貴重資料
- エ 全集等の欠本
- オ コミックス・パンフレット
- カ 出版社等から直接寄贈された新聞・雑誌
- キ 正規に販売されているCD
- ク その他、館長が受け入れを認めた資料

(2) 受け入れない資料

収集方針に適合しないもののほか、次に該当するもの

- ア 蔵書構成からあまりにかけはなれた資料
- イ 内容的に見て、資料として普遍的価値の少ないもの
(宗教・政治・企業の宣伝にのみ終始するものなど)
- ウ 追加受入不要と思われるもの
- エ おおむね3年以上過去に発行された一般図書・児童図書
- オ 破損・汚損の酷い資料
- カ 古新聞・古雑誌
- キ DVD・BD・ビデオ・レーザーディスク・レコード

2. 寄贈の手続き等

- (1) 資料を直接図書館へご持参ください。
- (2) 上記基準に基づき、受入可能な資料に関しては寄贈届へ記入していただきます。
また、**受入は可能でも、図書館の所蔵状況によっては登録せずに直接リサイクル市に利用させていただきますことがあります。**ご了承ください。(その場で確認させていただきます)
- (3) 図書館で受入不可能な図書は原則としてお持ち帰りいただきます。
- (4) 送付にて寄贈いただく場合には、事前にご連絡ください。事前にご連絡のない場合、受入の可否についてはこちらで判断させていただき、基本的に返送はいたしません。